

議案第7号

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

企業等の立地を一層促進するため、立地を行う企業等に対する奨励措置を継続するとともに、奨励措置の適用要件の見直しを図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 田端西地区土地区画整理事業区域 都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。

第4条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 田端西地区土地区画整理事業区域以外に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分
- ア 土地の取得を伴う場合 7年度分
 - イ 土地の取得を伴わない場合 5年度分
 - ウ 償却資産の取得のみの場合 3年度分
- (2) 田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分
- ア 家屋の取得を伴う場合 5年度分
 - イ 償却資産の取得のみの場合 3年度分

第4条第2項第3号を削る。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定は、施行日以後に田端西地区土地区画整理事業区域において立地(新設に限る。)を行う企業等に係る奨励措置の適用について適用し、同日前に田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行った企業等に係る奨励措置の適用については、なお従前の例による。

寒川町企業等の立地促進に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>～略～</p> | <p>～略～</p> |
| <p>(定義)</p> | <p>(定義)</p> |
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |
| <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(加える)</p> | <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>田端西地区土地区画整理事業区域</u></p> |
| <p>(9)～(11) (略)</p> <p>～略～</p> | <p><u>都市計画法第19条第1項の規定により茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業田端西地区土地区画整理事業として都市計画を定めた土地の区域をいう。</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>～略～</p> |
| <p>(固定資産税等の不均一課税)</p> | <p>(固定資産税等の不均一課税)</p> |
| <p>第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税率は、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。</p> | <p>第4条 企業等が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の税率は、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)第21条及び第38条の規定にかかわらず次のとおりとする。<u>ただし、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率については、この限りでない。</u></p> |
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
| <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> |
| <p>2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。</p> | <p>2 前項の規定による奨励措置は、立地の日の属する年の翌年の1月1日(立地の日が1月1日のときは、同日。以下「課税基準日」という。)以後最初に課せられることとなる年度から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分に係る固定資産税等について適用する。</p> |
| <p>(1) <u>土地の取得を伴う場合 7年度分</u></p> | <p>(1) <u>田端西地区土地区画整理事業区域</u></p> |
| <p>_____</p> | <p><u>以外に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分</u></p> |
| <p>_____</p> | <p><u>ア 土地の取得を伴う場合 7年度分</u></p> |

(2) 土地の取得を伴わない場合 5年度分

(3) 償却資産のみの場合 3年度分

3 (略)

～略～

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

イ 土地の取得を伴わない場合 5年度分

ウ 償却資産の取得のみの場合 3年度分

(2) 田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年度分

ア 家屋の取得を伴う場合 5年度分

イ 償却資産の取得のみの場合 3年度分

(削る)

3 (略)

～略～

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

(改正附則)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定は、施行日以後に田端西地区土地区画整理事業区域において立地(新設に限る。)を行う企業等に係る奨励措置の適用について適用し、同日前に田端西地区土地区画整理事業区域に立地を行った企業等に係る奨励措置の適用については、なお従前の例による。